

東京海洋大学における公的研究費の運営・管理の体制

※「国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則（以下、「規則」という。）」参照。

最高責任者(研究活動:規則第9条) 最高管理責任者(研究費:規則第5条)	学 長
統括責任者(研究活動:規則第10条) 統括管理責任者(研究費:規則第6条)	学長が指名する理事(公正研究推進室長)
研究倫理教育責任者 (研究活動:規則第11条) コンプライアンス推進責任者 (研究費:規則第7条)	各部局等の長
	学術研究院長
	各学部長
	研究科長
	附属図書館長
	ミュージアム機構長
	総合情報基盤センター長
	事務局長
	学内共同利用施設長
	保健管理センター所長
	産学・地域連携推進機構長
	水圏科学フィールド教育研究センター長
	水圏生殖工学研究所
	船舶・海洋オペレーションセンター長
	共同利用機器センター長
	放射線同位元素管理センター長
キャリア支援センター長	
グローバル教育研究推進機構長	
海洋AI開発評価センター長	